

山梨県公報

第百三十八号

令和二年

十月二十二日

木曜日

目次

告示

| | |
|--------------------------------|-----|
| ○家畜伝染病の発生…………… | 五三二 |
| ○家畜等の移動を禁止する区域の指定…………… | 五三一 |
| ○家畜伝染病の発生(二件)…………… | 五三二 |
| ○土地改良区の定款の一部変更の認可…………… | 五三二 |
| ○道路の区域変更(二件)…………… | 五三二 |
| ○特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… | 五三三 |
| ○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出…………… | 五三三 |
| ○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出…………… | 五三三 |
| ○一般競争入札について(三件)…………… | 五三四 |
| ○政治団体の名称等の届出…………… | 五三八 |
| ○公安委員会…………… | 五三八 |
| ○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正…………… | 五四一 |
| ○落札者の決定について…………… | 五四三 |
| その他…………… | 五四三 |
| ○漁業法による水産動植物の取扱いの指示…………… | 五四三 |

告示

山梨県告示第二百七十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生群数 | 発生場所 | 発生年月日 |
|----------|-------|-------------|------|--------|------------|
| 腐蛆病 | 蜜蜂 | 患畜 | 一群 | 南アルプス市 | 令和二年九月二十九日 |

山梨県告示第二百八十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、蜜蜂等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 指定区域

南アルプス市徳永、同市下高砂、同市榎原、同市上八田、同市野牛島(宮ノ前、下ノ川、神戸、俣下、馬ノ甫、仲田、山東、三ノ割、横堰下、四ヶ村堰下、田尻、新見屋敷、居村、家西、前畑、前林、西林、立石、西ノ神、権現ノ上、小泉、石橋及び舞台の地域に限る。)、同市上高砂(二番下、三番下、三番下続、四番下、七番下、村下、村中、村上及び一番下の地域に限る。)、同市西野(道上、小森、柳原、西北原、西和田、東和田、切付、東原、道下、観音堂、横堀、西原、宮ノ西及び明林の地域に限る。)、同市上今諏訪(秋宮、御勅使先、中河原、北原、堀上、後畑、堰丘及び今岡の地域に限る。)、同市在家塚(北河原及び芝原の地域に限る。)、及び同市百々(下引草、下原、神明、東畑、竹ノ内、天神前及び南原の地域に限る。)、並びに甲斐市竜王(瀬、興石、刑部塚、判家塚、西河原、瀬間分、新堰下、十蔵窪、東裏、宮の前、西裏、子新田、下河原及び中河原の地域に限る。)、同市篠原(桑原、山宮司、乙房、村中及び田福の地域に限る。)、同市西八幡(左宮寺、馬の口、松原、大河原、本瀬久保、金山、梅の木、施餓鬼田、高儘、五本松、柳原、御林尻及び上川除附の地域に限る。)、及び同市下今井(南原の地域に限る。)

二 指定家畜の種類 指定区域で飼育されている蜜蜂

三 指定の概要

指定の期間 令和二年九月二十九日から当分の間

四 その他必要な事項 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| | | | | | |
|----------|-------|-------------|------|------|----------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生場所 | 発生日 |
| ヨ―ネ病 | 牛 | 患畜 | 三 | 北杜市 | 令和二年十月五日 |

山梨県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| | | | | | |
|----------|-------|-------------|------|--------|-----------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生場所 | 発生日 |
| ヨ―ネ病 | 牛 | 患畜 | 一 | 富士河口湖町 | 令和二年十月十四日 |

山梨県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年十月十五日楯無堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所峡北支所において、この告示の日から令和二年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甘利山公園線
- 三 道路の区域

| | | | |
|--|--------|--------------|--------------|
| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
| 斐崎市旭町上條北割字桜木二〇〇六番三地先から 斐崎市旭町上條北割字桜木二〇〇三番一地先まで | 旧 新 | 九・七〇 九・三〇 | 八五・〇 八五・〇 |

山梨県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

| | | | |
|--|--------|----------------|----------|
| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
| 上野原市上野原字新田倉三〇九八番二地先から 上野原市上野原字新田倉三〇八六番九地先 | 旧 新 | 一〇・二〇 二二・六〇 | 一七七・〇 |

まで

新

二六・〇〇

四二・六

一七七・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 申請のあった年月日 令和二年十月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人健康麻将 k a i やまなし

2 代表者の氏名 長澤貴仁

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市桃園千六百六十番地三

4 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対し、マージャンに関する教育活動を行うとともに、交流を深めるためのコミュニケーションの場を創出し、生涯学習の一環として社会教育活動に貢献することで生き甲斐のある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年十月十五日から同年十一月十五日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 グンゼ開発株式会社 代表取締役 赤瀬康宏 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 日向G・Price店 山梨県西八代郡市川

三郷町市川大門千三百八十四ー一

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| グンゼ開発株式会社 代表取締役 赤木庸二 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 | グンゼ開発株式会社 代表取締役 赤瀬康宏 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 |

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 株式会社日向 代表取締役 徳山桂介 山梨県山梨市小原西九百七十四番地二 外一者 | 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡政浩 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号 |

3 変更の年月日 平成二十五年二月一日外

三 届出年月日 令和二年十月七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年二月二十二日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 山梨交通株式

会社 代表取締役 雨宮正英 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 韮崎本町商業施設 山梨県韮崎市本町三丁目四千九十九番外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号 | 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡政浩 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号 |

- 3 変更の年月日 令和二年八月十一日
届出年月日 令和二年十月七日
- 4 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 5 縦覧期間 この公告の日から令和三年二月二十二日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
1 調達をする物品等の名称及び数量
(一) 名称 プロジェクター
(二) 数量 八百四十三台
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 令和三年三月十九日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に合致した物品及び数量を確実に納入することができること、かつ、調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンスを速やかに提供できることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であること。

4 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和二年山梨県告示第八十号）に定める競争入札の参加資格（「情報機器」、「視聴覚機器」又は「文具・事務機」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和二年十一月二日（月）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類

とともに提出し、令和二年十一月十一日（水）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。

四 入札手続等

1 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトでダウンロードすることもできる。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

2 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十一月十六日（月）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）

第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結

(一) 落札の日から七日以内に締結する。ただし、この公告に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第十三号）に定める山梨県議会の議決に付す必要がある契約に該当する場合は、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(二) (一)ただし書の場合において、落札者が本契約成立までの間に三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三三―二三九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Projector (843)

2 Date and time for tender: 10:00AM November 16, 2020

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 医療コンテナ

(二) 数量 一台

- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限 令和三年三月三十一日
 - 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
 - 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - 3 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に合致した物品及び数量を確実に納入することができること、かつ、調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンスを速やかに提供できることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であること。
 - 4 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和二年山梨県告示第八十号）に定める競争入札の参加資格（「医療器械」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の

- 方法により、令和二年十一月二日（月）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和二年十一月十一日（水）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。
- 四 入札手続等
- 1 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
 - 2 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
 - 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和二年十一月十六日（月）午前十時三十分
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室
 - 4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
 - (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第八八條の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
 - (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
 - 5 落札者の決定方法 規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 五 その他
- 1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八條の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結

(一) 落札の日から七日以内に締結する。ただし、この公告に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第十三号）に定める山梨県議会の議決に付す必要のある契約に該当する場合は、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(二) (一)ただし書の場合において、落札者が本契約成立までの間に三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつたとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。

- 5 違約金の有無 有
- 6 最低制限価格の有無 無
- 7 前払金の有無 無
- 8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Mobile clinic (1)
- 2 Date and time for tender: 10:30AM November 16, 2020
- 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 医療コンテナ（CT搭載）

(二) 数量 一台

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和三年三月三十一日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に合致した物品及び数量を確実に納入することができること、かつ、調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンスを速やかに提供できることを入札説明書で定めるところにより明らかにした者であること。

4 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和二年山梨県告示第八十号）に定める競争入札の参加資格（「医療器械」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。

なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和二年十一月二日（月）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和二年十一月十一日（水）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。

四 入札手続等

1 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトでダウンロードすることもできる。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

2 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十一月十六日（月）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免

除する。

4 契約の締結

(一) 落札の日から七日以内に締結する。ただし、この公告に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第十三号）に定める山梨県議会の議決に付す必要のある契約に該当する場合は、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(二) (一)ただし書の場合において、落札者が本契約成立までの間に三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三三―二三九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Mobile clinic with CT scanner (1)

2 Date and time for tender: 11:00AM November 16, 2020

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりであった。

令和二年十月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

| | | | | | |
|-------------------------|----------------|------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|
| 立憲民主党山梨県参議院選挙区 第一総支部 | 代表者氏名 宮澤 由佳 | 会計責任者氏名 宮澤 紀夫 | 主たる事務所の所在地 甲府市上今井町八〇二一五 | 設立年月日 令和二年九月二十九日 | 届出年月日 令和二年九月二十九日 |
|-------------------------|----------------|------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|

その他の政治団体

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 設立年月日 | 届出年月日 |
|-----------------|-------|---------|------------------|-----------|-----------|
| 住みやすい町づくりの会 | 堀内 美富 | 堀内 美富 | 富士吉田市新屋一七五七 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 |
| 輿援会 | 島 猛志 | 小林 雄一 | 北杜市高根町村山北割二二八九一三 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 |
| 自衛隊を支援する山梨政治連盟 | 齋藤 公夫 | 五十嵐 武馬 | 甲府市德行五一四一八 | 令和二年八月十二日 | 令和二年九月十六日 |
| 日本共産党渡辺まさひろで後援会 | 渡辺 俊一 | 望月 一三 | 笛吹市八代町高家三九一一一 | 令和二年九月二日 | 令和二年九月七日 |
| 渡辺えいこ後援会 | 渡辺 英子 | 渡辺 和寛 | 北杜市高根町箕輪一三八九 | 令和二年九月八日 | 令和二年九月八日 |
| 山田こうじ後援会 | 山田 宏司 | 山田 宏司 | 笛吹市石和町唐柏二三三九 | 令和二年九月十五日 | 令和二年九月十五日 |
| 中込恵子後援会 | 中込 孝 | 中込 孝 | 南アルプス市西野二三四〇一五 | 令和二年九月十九日 | 令和二年九月十九日 |
| 渡辺まさよし後援会 | 渡辺 功 | 藤江 栄一 | 南都留郡西桂町小沼一三三五 | 令和二年九月十九日 | 令和二年九月十九日 |
| 山梨県神谷まさゆき後援会 | 内藤 貴夫 | 植松 俊彦 | 甲府市富士見一一二一四 | 令和二年十月一日 | 令和二年十月五日 |
| 飯野たえ子後援会 | 荻野 市雄 | 飯野 猛男 | 南アルプス市藤田三六九 | 令和二年十月五日 | 令和二年十月六日 |
| 総友会後援会 | 田中 総明 | 田中 彩織 | 南アルプス市山寺二二二二 | 令和二年十月八日 | 令和二年十月八日 |

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 | 届出年月日 |
|----|----|-------|---------|------------|-------|-------|
|----|----|-------|---------|------------|-------|-------|

| 旧 | 新 | 旧 | 新 | 旧 | 新 | 旧 | 新 | 旧 | 新 |
|------------|-----------|-----------|----------|----------------------|----------|-------------|----------|----------|----------|
| 健幸ほくとを支える会 | | 北村千代子後援会 | | 村松みちおと南アルプス市の誇りをつなぐ会 | | 桜田力を支援する力和会 | | 花輪幸長後援会 | |
| | | 深澤真一 | 齊藤純治 | 小林詔夫 | 小林正毅 | | | 古矢幸元 | 河西博 |
| 輿石君夫 | 渡辺和寛 | 照井勝也 | 齊藤純治 | | | 小野毅 | 廣瀬洋子 | 河西博 | 小野外記 |
| | | | | | | | | | |
| 令和二年九月二十四日 | 令和二年九月十五日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月八日 | 令和二年九月八日 |
| 令和二年九月二十四日 | 令和二年九月十五日 | 令和二年九月十一日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月十日 | 令和二年九月八日 | 令和二年九月八日 |

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|---------------------|-------|---------|--------------------|-----------|-----------|
| 立憲民主党山梨県参議院選挙区第一総支部 | 宮澤由佳 | 宮澤紀夫 | 甲府市上今井町八〇二一五 | 令和二年九月十四日 | 令和二年九月十四日 |
| 国民民主党山梨県総支部連合会 | 望月利樹 | 田中甲子男 | 甲府市相生一〇一〇二一 | 令和二年九月十一日 | 令和二年九月十五日 |
| 国民民主党山梨県第一区総支部 | 佐藤茂樹 | 横山洋介 | 甲府市相生一〇一〇二一 清田ビル三階 | 令和二年九月十一日 | 令和二年九月十五日 |
| 国民民主党山梨県第二区総支部 | 望月利樹 | 田中甲子男 | 甲府市相生一〇一〇二一 清田ビル三階 | 令和二年九月十一日 | 令和二年九月十五日 |
| 立憲民主党山梨県連合 | 宮澤由佳 | 古屋雅夫 | 甲府市丸の内三一九一七 | 令和二年九月十四日 | 令和二年九月十六日 |

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

| 氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 指定年月日 | 届出年月日 |
|------|-------|-----------|--------------|-------|-----------|-----------|
| 渡辺英子 | 市長 | 渡辺えいこ後援会 | 北杜市高根町箕輪一三八九 | 渡辺英子 | 令和二年九月十八日 | 令和二年九月十八日 |

別表第七の一・二・三の項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|--------|--|--------|----|----|-----------------------|
| 一一四 | 国道二〇号側 | 笛吹市二宮町地藏堂二〇番地(国道二〇号上り線側道と市道との十字路交差点) | 西進する車両 | 終日 | 笛吹 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
| 一一五 | 国道二〇号側 | 笛吹市二宮町地藏堂四三九番地先(国道二〇号上り線側道と市道との十字路交差点) | 東進する車両 | 終日 | 笛吹 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |

別表第十の四、二七三の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-------|----|-------------------|---|-----|-----------------------|
| 四、二七三 | 町道 | 中巨摩郡昭和町西条五、〇三六番地先 | 四 | 南甲府 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
|-------|----|-------------------|---|-----|-----------------------|

別表第十の五、六一九の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|-------|----|---------------------|---|------|-----------------------|
| 五、六二〇 | 市道 | 韮崎市穂坂町宮久保一、二二六番地先 | 一 | 韮崎 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
| 五、六二二 | 市道 | 笛吹市石和町広瀬一、一九五番地二一五先 | 一 | 笛吹 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
| 五、六二二 | 市道 | 富士吉田市新屋一、九三六番地一先 | 一 | 富士吉田 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |

別表第十四の一、七六六の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|-----|-----|---|-------|-------------------|----|------|-----------------------|
| 一、七 | 市道 | 富士吉田市上吉田五、六〇五番地三先(市道同士の丁字路交差点)から富士吉田市新屋一、九三六番地先(歴史民俗博物館前交差点)までの両側 | 一、二三〇 | 車両(原付、けん引、②③を除く。) | 四〇 | 富士吉田 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
| 一、七 | 主要地 | 都留市大野地内(松平バス停留所東) | 一、二〇〇 | 車両(原付) | 五〇 | 大月 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |

| | | | |
|------|------------------------------|--------------------|----------------|
| 留道志線 | 側)から南都留郡道志村地内(道坂トンネル東側)までの両側 | ①けん引 ②を ③を除く | 二日 告示第一二二二号 |
|------|------------------------------|--------------------|----------------|

別表第十六の一、六二七の項及び一、六二八の項を次のように改める。

| | | | |
|-------|----|----|-----------------------|
| 一、六二七 | 削除 | 斐崎 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
| 一、六二八 | 削除 | 斐崎 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |

別表第十六の一、〇〇〇の項を次のように改める。

| | | | |
|-------|----|----|-----------------------|
| 一、〇〇〇 | 削除 | 斐崎 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
|-------|----|----|-----------------------|

別表第十六の一、〇四四の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|-------|--------|---|---|------|-----------------------|
| 一、〇四五 | 国道二〇号側 | 笛吹市二宮町石八番地先(国道二〇号上り線側道と市道との丁字路交差点・西進車両) | 一 | 笛吹 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
| 一、〇四六 | 市道 | 富士吉田市新屋一、九三六番地六先(市道同士の丁字路交差点・南進車両) | 一 | 富士吉田 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
| 一、〇四七 | 町道 | 南都留郡富士河口湖町船津四、八九九番地先(国道二二七号と町道との丁字路交差点・北進車両) | 一 | 富士吉田 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
| 一、〇四八 | 町道 | 南都留郡富士河口湖町船津三七八番地二先(県道富士河口湖富士線と町道との十字路交差点・南進車両) | 一 | 富士吉田 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |

別表第十七の一、四〇六の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|-------|----|-------------------------------|-----|----|----|------|-----------------------|
| 一、四〇七 | 市道 | 富士吉田市竜ヶ丘一丁目三番一号先(市道同士の十字路交差点) | 一五〇 | 車両 | 終日 | 富士吉田 | 令和二年一月二二日 告示第一二二二号 |
|-------|----|-------------------------------|-----|----|----|------|-----------------------|

（）から富士市
市竜ヶ丘一丁目
五番一丁（市
道同士の十字
交差点）まで
の両側

富士市市竜ヶ
丘二丁目九番
七号先（下吉
浄水場北交差
点）から富士
市市道四番
一丁目四番
一丁（市道同
士の十字路交
差点）までの
両側

富士市市竜ヶ
丘二丁目八番
二四号先（市
道同士の十字
路交差点）ま
での両側

南都留郡富士
河口町船津九
一丁目（先船
津小学校西交
差点）から南
都留郡富士河
口町船津二番
地（県道鳴沢
先河川線と町
道との十字路
交差点）まで
の両側

| | | | | | |
|-----|----|---|------------------|---|---------------------------|
| 一九七 | 町道 | 先 | 中巨摩郡昭和町西条五、〇三六番地 | 四 | 令和二年一〇月二 二日 告示第一二二号 |
|-----|----|---|------------------|---|---------------------------|

別表第三十三の一七七の項を次のように改める。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され
た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関
する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るも
のである。

令和二年十月二十二日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 IC免許証申請者用確認端末 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本部交通部運転免許課

(二) 所在地 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日 令和二年十月二日

四 落札者

(一) 名称 NTT・TCリース株式会社

(二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号

五 落札金額 三千六百三十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日 令和二年八月二十日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項
の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和二年十月二十二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、イワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同
じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければ
ならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が
当該漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した
場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場
合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和二年十月二十七日から令和四年十月二十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番